

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都府知事		平成 27年 7月31日					
報告者の住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都府京田辺市興戸犬伏18番地1		報告者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名) 京田辺市上下水道部 京田辺市水道事業管理者職務代理人 上下水道部長 橋本 孝司					
主たる業種	上水事業						
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号						
計画期間	平成26年4月から平成29年3月まで						
基本方針	平成23～25年度を基準に平成26～28年度の温室効果ガス排出量を3年間の年平均で3%削減する						
計画を推進するための体制	京田辺市長を本部長とする京田辺市地球温暖化対策実行推進本部において、平成23～25年度を基準年度とする新たな削減計画の進捗管理を実施する。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (23～25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	3,284.6 トン	3,198.6 トン	トン	トン	-2.6 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	3,352.2 トン	3,198.6 トン	トン	トン	-4.6 パーセント	
	実績に対する自己評価 ・水道施設における設備の適正管理を行い、2.0%以上の削減を行った。						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率
	浄水施設	事業活動に伴う排出の量 (配水量千㎡×1/10)	4.28	4.21			-1.64 パーセント
							パーセント
	実績に対する自己評価 ・水道施設における設備の適正管理を行い、1.6%の削減を行った。						
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考	
		84.0 パーセント	84.0 パーセント	パーセント	パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(26)年度	新浄水場の照明器具をLED器具及び高効率器具に更新した					
	(27)年度						
	(28)年度						
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	職員駐車場有料化を実施しており、引き続き公共交通機関や自転車利用による通勤の啓発に努めた。					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	自動車通勤者の増加の抑制					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区 分	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	トン	トン			
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	0.0 トン	トン	トン			
	合 計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動							
特記事項	第一計画期間の超過削減量を、第二計画期間の温室効果ガス排出量から次のとおり差し引く。						
	超過削減量	第1年度	第2年度	第3年度			
	トン	トン	トン	トン			

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。  
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。  
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。  
 5 「重点的に実施する取組の実施状況」とは、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施した取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。